（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（六十二）（六十三）	（略）						
（二十四）	法第五十二条の規定が適用される建築物	（略）	各階平面図				
			蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の位置				
		（略）	床面積求積図				
			蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式				
（二十五）（五十五）	（略）						
（五十六）	法第八十五条の規定が適用される建築物	法第八十五条第五項又は第六項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書					
		仮設建築物の許可の内容に関する事項					
（五十七）（六十二）	（略）						
（六十三）	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	（略）					
	（略）						

（二十三）（二十四）（二十五）（二十六）（二十七）（二十八）（二十九）（三十）（三十一）（三十二）（三十三）（三十四）（三十五）（三十六）（三十七）（三十八）（三十九）（四十）（四十一）（四十二）（四十三）（四十四）（四十五）（四十六）（四十七）（四十八）（四十九）（五十）（五十一）（五十二）（五十三）（五十四）（五十五）（五十六）（五十七）（六十二）（六十三）	（略）						
（二十四）	法第五十二条の規定が適用される建築物	（略）	各階平面図				
			蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分の位置				
		（略）	床面積求積図				
			蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式				
（二十五）（五十五）	（略）						
（五十六）	法第八十五条の規定が適用される建築物	法第八十五条第五項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書					
		仮設建築物の許可の内容に関する事項					
（五十七）（六十二）	（略）						
（六十三）	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	（略）					
	（略）						